

別記様式 1

明 細 書

作成日 令和元年 5 月 31 日

更新日 令和 4 年 11 月 22 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒093-0045）^{ホッカイドウアバシリシオオマガリ}北海道網走市大曲 1 丁目 7 番 1 号

名称（フリガナ）：^{ニシアバシリギョギョウキョウドウクミアイ}西網走漁業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 石館正也

ウェブサイトのアドレス：<https://jfnishiabashiri.sakura.ne.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 4 類 水産物類

区分に属する農林水産物等：貝類（しじみ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：網走湖産しじみ貝（アバシリコサンシジミガイ）Abashirikosan Shijimigai

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：北海道網走市、網走郡大空町

5 農林水産物等の特性

「網走湖産しじみ貝」は北海道網走市及び網走郡大空町で約 7 年以上かけて育った大粒なヤマトシジミである。

漁業者全員が目合い 14mm 以上の選別機を船上で利用し選別することで、殻幅 14mm 以上の大粒のしじみのみ漁獲している。

網走は冷涼な気候のため、しじみの生育が遅く時間をかけてじっくりと成長する。

また、漁獲作業は早朝の気温が上がらない時間帯にほぼ終了し、鮮度の高いしじみが取引されている。

「網走湖産しじみ貝」は、卸売事業者から、北海道内のしじみ生産のパイオニアとして知られており、色・艶が良く食べごたえがある人気食材であると評価されており、東京都中央卸売市場では全国平均の約 1.5 倍の高値で取引されている。

6 農林水産物等の生産の方法

「網走湖産しじみ貝」の生産方法は以下のとおりである。

- （1）漁獲対象種 北海道網走湖及び網走川の一部（地図 1）に生息するヤマトシジミ
- （2）漁獲方法 噴流式ジョレンの底曳き網漁法

漁獲されたしじみは船上の選別機を使用し殻幅を選別後、目視により殻に傷のある貝や石などの除去を行い、陸揚げしたものを更に陸上で空貝などの選別を行う。漁獲可能量は事前に西網走漁業協同組合（以下「組合」という。）から通達された数量以内とする。

（３）出荷規格 殻幅（貝殻の幅が最も大きい部分）14mm 以上

（４）最終製品としての形態 「網走湖産しじみ貝」の最終製品としての形態は生鮮貝類（しじみ）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

網走湖はしじみの漁獲量が近年では北海道全体の約 9 割以上を占めている北海道最大の生産地であり、阿幌岳を源とする網走川が山間部を流下し平野部を流れながら美幌川と合流して流れ込む汽水湖である。オホーツク海へは約 7.2km の下流網走川の水路でつながっており、大潮時には海水が逆流して湖に入り込む。逆流する海水と上流から流れ込む淡水が混じり合うことによって生産性の高い汽水性湖沼となり、汽水性貝類であるヤマトシジミにとって栄養豊富な生息環境が生みだされており、良質なしじみの漁獲へ繋がっている。

漁獲されたしじみは組合が規定する選別機により選別される。資源管理の観点からも漁業権行使承認証により大型のしじみのみを漁獲し、船上で選別作業を行う際、規格外のしじみは即時に湖に戻すことで、資源に対する負荷を最小限に抑えている。また、網走湖では、研究機関や行政と協力し、ヤマトシジミ資源量調査を実施し、総産出量を算出している。

この結果をもとに漁獲可能量を算出し、年間漁獲量や日産漁獲量を定めており、また組合が漁獲量を正確に把握することにより、必要以上の漁獲を防ぎ資源管理を行っている。

組合規定の選別機はしじみに過度なストレスを与えることが無いように、常に放水しながら短時間で選別が終了するように設計されており、活力の高いしじみを流通させられるように配慮されている。

漁獲後の鮮度を保つため、外気や太陽にさらされる時間が短くなるよう、早朝に出港し、気温が上がる前に漁を終える。また、選別後は、漁業者が指定仲買人に持ち込む際、麻袋(またい)を濡らして漁箱にかけ、漁業者が指定市場へ発送する際も、ネットに入れ発泡スチロールの中に上氷(うわごおり)を乗せ保冷車で輸送するなど、乾燥や温度に気を配り鮮度保持に努めている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

網走湖は大正時代まで塩分が低くしじみの生息は確認されていなかったが、その後河川改修などにより海水逆流量が増え、網走湖の環境が大きく変化し、汽水化が進んだことによりしじみ資源が徐々に増加していった。しかし、昭和29年をピークにしじみの生産高は減少の傾向を示した。

昭和33年に、しじみがい漁業権を設定することで漁業権を持たない者の漁獲を禁止し、昭和34年から、漁獲制限を強化すると同時に床替移植等増殖事業に取り組んだ結果、しじみ資源は昭和40年代以降、徐々に増加していった。

昭和47年に、漁協共販事業を開始し「網走湖産しじみ貝」の流通体制が確立され、昭和60年からは研究機関及び行政指導のもと資源量調査や発生に関する調査等を実施し、年間生産計画を立て、遵守することにより、平成3年以降は毎年800t 前後の安定した漁獲量を維持している。

平成6年からは、資源管理の観点と、より大きなしじみを採捕するために、漁獲サイズに規制を設けた。「網走湖産しじみ貝」の令和元年の漁業者数は38人、漁獲量は約606 tである。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]